

令和元年度宮崎県福祉サービス第三者評価推進委員会

日 時：令和2年2月19日（水）
午後2時から午後4時まで
場 所：県庁7号館732号室

会 議 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

(1) 委員の退任及び就任について …資料1

(2) 県要領の改正等について …資料2

(3) 今年度の取組等について …資料3

4 審議事項

制度の現状と令和2年度を取組案について …資料4

5 その他

任期満了に伴う委員改選について …資料5

6 閉会

宮崎県福祉サービス第三者評価推進委員会委員名簿 (任期 令和2年3月31日まで)

区分	委員氏名	役職名	推薦団体
有識者	ノサカ 野坂 敬	元 宮崎学園短期大学教授	
	ハルモリ 春森 トモコ 友子	宮崎県社会福祉士会副会長	宮崎県社会福祉士会
福祉サービス提供者	クロキ 黒木 シゲオ 茂夫	会長	宮崎県老人福祉サービス協議会
	クロキ 黒木 邦人	副会長	宮崎県障害者支援施設協議会
	ヨコヤマ 横山 マキ子	顧問	宮崎県保育連盟連合会
	コジマ 児嶋 ソウジロウ 草次郎	副会長	宮崎県児童福祉施設協議会
福祉利用者	モトキ 元木 みつ子	副会長	宮崎県手をつなぐ育成会
県	キハラ 木原 アキヒロ 章浩	宮崎県福祉保健部次長(福祉担当)	

資料 1

委員の退任及び 就任について

吉田耕二委員の退任及び黒木邦人氏の委員就任について

今回の委員会を招集するに際し、宮崎県障害者支援施設協議会副会長であった吉田耕二委員より、今年度、当該副会長が交代したことに伴って、後任の副会長である黒木邦人氏に委員を変更したい旨の連絡及び黒木邦人氏を後任委員とする推薦書が、事務局に提出された。

これを受け、事務局では令和元年12月27日付けで文書により黒木邦人氏に委員就任の委嘱（任期は前任者と同じ令和2年3月31日まで）を行い、今回の委員会から御出席いただいたので、報告する。

資料 2

県要領の改正 について

県要領の改正等について

1 要領改正の報告

前回の本委員会で御審議いただいたとおり、「更新時研修」の受講について、厚生労働省による「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」の改正に伴い、本県でも県内の3評価機関と意見交換を行った上で、令和元年5月8日付けで下記のとおり改正したので報告する。

(対象)

宮崎県福祉サービス第三者評価機関認証要領

(改正前)

第5条 認証の有効期間は3年間とする。

- 2 前項の有効期間を経過した後も引き続き評価事業を実施しようとするときは、有効期間満了日の3ヶ月前までに「認証申請書」(認証様式第1号)に必要な書類を添付して、更新申請を行うものとする。

(改正後)

第5条 認証の有効期間は3年間とする。

- 2 前項の有効期間を経過した後も引き続き評価事業を実施しようとするときは、有効期間満了日の3ヶ月前までに「認証申請書」(認証様式第1号)に必要な書類を添付して、更新申請を行うものとする。この際、当該第三者評価機関に所属する評価調査者が全国推進組織又は都道府県推進組織が行う更新時研修を必ず受講していなければならないものとする。

2 影響について

県内3評価機関の認証期限は下記のとおりであるが、県社会福祉協議会及びNPO評価機構は、全国社会福祉協議会が今年2月以降に開催する「更新時研修」の受講に申し込まれたことを確認しており、来年度の認証更新に支障はない見込みである。

	県社会福祉協議会	県社会福祉士会	NPO評価機構
認証期限	令和2年6月17日	令和4年3月31日	令和3年2月23日

資料 3

今年度の取組 について

今年度の取組等について

1 受審数実績

※ 令和元年度は1月末時点の状況

分野	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	総計
高齢者	0	0	0	1	0	0	3	2	0	3	2	11
障がい者	2	0	2	2	1	2	1	1	1	1	0	13
児童	0	1	2	2	0	2	2	0	2	6	4	21
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
総計	2	1	4	5	1	4	6	3	3	11	6	46

(参考) 社会的養護関係施設の受審状況

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
0	6	10	2	2	9	3	3

※ 対象施設数 20

2 評価機関

(1) 概要

名称	所在地	評価件数	調査者数
社会福祉法人 宮崎県社会福祉協議会	宮崎市	22	15
一般社団法人 宮崎県社会福祉士会	宮崎市	11	17
NPOみやざき保健福祉 サービス評価機構	延岡市	13	12
計		46	44

(2) 年度別評価件数

名称	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	計
社会福祉法人 宮崎県社会福祉協議会	1	0	0	2	1	2	5	3	0	3	5	22
一般社団法人 宮崎県社会福祉士会	0	0	1	1	0	2	1	0	2	3	1	11
NPOみやざき保健福祉 サービス評価機構	1	1	3	2	0	0	0	0	1	5	0	13
計	2	1	4	5	1	4	6	3	3	11	6	46

3 今年度の取組状況

(1) 普及啓発

今年度、一般社団法人宮崎県保育連盟連合会（以下「県保連」と言う。）に委託する形で、保育所に対する啓発を実施中である。

① 副主任保育士等向け研修

保育所施設に係る第三者評価項目は、処遇改善加算にかかる保育士等キャリアアップ研修のマネジメント研修の内容（事業所におけるマネジメント、各保育所が目指す組織目標とそれを実現する中堅職員のリーダーシップ、人材育成、職場環境づくり）を満たすものであることから、県保連主導により第三者評価ガイドラインを活用した効果的な研修を実施している。

日 程：令和2年2月3日（月）、27日（木）、28日（金）

場 所：宮崎観光ホテル、シーガイアコンベンションセンター

参加者：45名（予定）

講 師：香蘭女子短期大学 保育学科

講師 寺地 亜衣子 氏

九州保健福祉大学 社会福祉学部

教授 安原 青兒 氏

② 施設向け指導

県保連が募集した保育所、認定こども園又は地域型保育事業所の施設長及び①の受講者等向けに、県内3会場で第三者評価を用いたマネジメントの合同指導及び個別指導を行い、第三者評価受審の体験及び演習を実施する予定である。

合同指導の日程・場所

令和2年3月2日（月） 延岡市社会教育センター

3日（火） 都城市総合文化センター

5日（木） 県福祉総合センター

③ 研修及び指導のための資料等作成

第三者評価制度を活用した保育所向けマネジメントの資料及び教材等は存在していないことから、今回新たに作成した。

なお管理上、当該資料等の著作権は本県に帰属するが、来年度以降他県推進機関等からの使用依頼には、許諾する方針としたい。

④ その他

本事業の実施に際しては、これまで本県第三者評価に関して多数の講演等実績のある渡部史朗氏及び塩満克也氏（評価機関理事長）並びに県保連研修部より多大な協力をいただいている。

(2) 評価調査者向け研修会

保育所における第三者評価受審促進に対応するため、保育所施設の評価調査者向け研修会をNPOみやざき保健・福祉サービス評価機構に委託して開催した。

① 継続研修

日 時：令和元年8月21日（水）

場 所：宮崎県福祉総合センター

参加者数：21名

講 師：社会福祉法人つばさ福祉会

常務理事 渡部史朗 氏

特定非営利活動法人福祉総合評価機構

理事・事務局長 小出正治 氏

特定非営利活動法人みやざき保健福祉サービス評価機構

評価調査者指導者 塩満克也 氏

県指導監査・援護課

法人指導担当 主査 神田和輝

② 養成研修

日 時：令和元年8月22日（木）～24日（土）

場 所：宮崎県福祉総合センター及び中央保育園

参加者数：8名

講 師：（継続研修と同じ）

資料 4

制度の現状と令和 2 年度 の取組案について

制度の現状と令和2年度を取組案について

1 現状

(1) 障がい者福祉施設に関する動向

国における第三者評価受審促進に係る具体的な施策は特にはない。

なお、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律に基づき、WAMネットの「障害福祉サービス等情報検索」システムによる情報公開が図られているが、情報の内容は各事業所の概要及び提供サービスの種類等であり、第三者評価制度とは内容が異なっている。

(2) 高齢者福祉施設に関する動向

国における第三者評価受審促進に係る具体的な施策は特にはない状況である。

なお、厚生労働省高齢者支援課によれば、「規制改革会議」（平成30年3月13日）提出資料において、第三者評価受審促進に向けた施策が掲げられているとのことであるが、その内容は「各推進機関における数値目標の設定」、「各都道府県ごとの受審率の公表」「介護サービス情報公表システムにおける受審有無の公開」といった、受審施設にとって具体的なインセンティブとは言えない内容である。

(3) 保育所に関する動向

国における「日本再興戦略（改訂2015）」（平成27年6月30日閣議決定）において、「2019年度末までに全ての保育事業者において第三者評価の受審が行われることを目指す」となっていたが、全国社会福祉協議会が集計した平成30年度における保育所の受審率は6.99%と過年度同様、低調なまま推移している。（仮に5年に1回受審すれば良いとしてこれを5倍しても、35%弱にしかない。）。

令和元年6月11日に全国社会福祉協議会で開催された評価事業普及協議会において、この現状について個別質疑で意見（制度設計・受審根拠が不十分、メリットが見えにくい等）が出るなど全国的にも問題意識が共有されているが、現段階で国における新たな施策や受審施設のメリット強化等は提示されていない。

(4) その他

① 救護施設の第三者評価について

平成30年9月20日に救護施設版評価基準ガイドラインが発出（厚生労働省社会・援護局長通知）され、それまで障害者・児施設用のガイドラインを準用する等により評価が行われていた状況が改められた。

本県内ではこの状況に伴い、平成31年3月に宮崎県社会福祉事業団が運営する救護施設清風園の第三者評価が宮崎県社会福祉協議会により実施され、その結果は県庁ホームページにおいて公表されている。

② 受審目標の設定状況

昨年度の本委員会においても検討いただいた、国指針の平成30年度改正における「各推進組織における受審件数の目標設定」について、令和元年6月時点で九州各県において目標件数を設定している推進組織は無く、本県同様目標を設定するための実績・根拠が不足している状況である（全国でも設定しているのは15都府県のみに残っている。）。

2 令和2年度の取組案

(1) 取組の方針

国の施策及び現状を踏まえると、近い将来の受審率の伸びを期待することは難しい。しかし、障害福祉サービスの利用者の増加、要介護高齢者の増加及び保育業界を取り巻く情勢の変化等、今後福祉施設に対する国民の関心が大きく高まる中で、第三者評価に注目が集まることも予想される。

このため、受審体制を維持・強化し、受審需要の増加に対応することができる仕組みを確保しておくため、評価調査者向けの充実した研修及び制度啓発を引き続き行うこととする。

【根拠】社会福祉法第78条（福祉サービスの質の向上のための措置等）

社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

【評価基準】国の補助に基づき全社協が策定・更新

第三者評価共通評価基準ガイドライン → 県内3評価機関等が審査

(2) 取組の概要案

① 評価調査者等の養成・継続研修

○対象 評価調査者（及び候補者）等

○取組 評価調査者（及び候補者）等向けの研修を本県独自に開催、評価技術の向上と受審希望施設の増加に対応できる調査者の確保を目的とする。

・ 養成 1回開催

・ 継続 1回開催

② 普及啓発・研修資料作成

○対象 各事業所

○取組

- ・ 受審証の発行及び県ホームページへの公表
- ・ 定例監査及び各種研修会における制度啓発
- ・ 制度に関するチラシの配布

(3) 予算（要求額）

952千円（全額一般財源）

(4) 事業効果

福祉サービスの質を評価する「第三者評価制度」の受審促進及び情報公開を通じて、利用者の選択に資するとともに、施設における福祉サービスの質の向上を図る。

資料 5

任期満了に伴う 委員改選について

その他

任期満了に伴う委員改選について

現在の本委員会委員の任期は平成30年4月1日から令和2年3月31日までとなっており、任期満了に伴う次期委員の推薦につきまして、本委員会終了後、各委員の所属機関等に依頼いたしますので、予めお知らせします。

なお、次期委員の任期は3か年度の間（※）とし、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの予定です。

- ※ 令和元年10月8日付け県人事課行政改革推進室通知「『附属機関等の設置及び運営に関するガイドライン』の一部改正及び適正な運用について」（別添参考資料）において、県が設置する私的諮問機関の構成員任期の年限が原則2年から3年に延長されたことに伴う対応です。

